



令和6年度(2024年度)

認可外保育施設向け 集団指導



八王子市福祉部指導監査課児童担当



はじめに

集団指導の目的

八王子市では、児童福祉法第59条第1項に基づき、年度に一度、認可外保育施設に対して、認可外保育施設に対する指導監督要綱（以下、「指導監督要綱」という）に規定された、認可外保育施設指導監督基準（以下、「指導監督基準」という）に関して周知徹底等を図るため、集団指導を行っています。

今回の集団指導の内容を参考に、今後とも適切な施設運営をお願いいたします。



目次

- 1 令和5年度(2023年度)集団指導の結果について
- 2 令和5年度(2023年度)指導検査の実績について
- 3 令和5年度(2023年度)指導検査における指導事項について
- 4 認可外保育施設指導監督基準について
- 5 基準を満たすための証明書の交付について
(幼児教育・保育の無償化について)



1 令和5年度(2023年)の 集団指導の結果について①

- 集団指導の対象施設

ベビーホテル	4施設
事業所内保育施設	19施設
院内保育	12施設
その他	7施設

計 42施設



集団指導の結果について②

- 受講施設数

令和5年度 38/42(90.5%)

(参考)

- 令和4年度36/44(82%)
- 令和3年度39/47(83%)
- 令和2年度40/43(93%)



集団指導の結果について③ (アンケート内容から)

回答内容	令和 5 年度実績	令和 4 年度実績
役に立つ内容だった	55%	72%
どちらかというと役に立つ内容だった	42%	28%
役に立つ内容は少なかった	3%	0%

今後の集団指導で取り上げてほしいテーマ

- ・ 運営管理に関すること 42%
- ・ 保育内容に関すること 42%
- ・ 会計に関すること 16%
- ・ 幼児教育・保育の無償化に関すること 24%
- ・ その他 13%



2 令和5年度(2023年度)の 指導検査の実績について①

指導検査実施施設

- ベビーホテル 4施設
- 事業所内保育施設 2施設
- 院内保育 11施設
- その他施設 2施設

対象施設38施設のうち、計19施設で検査を実施



令和5年度(2023年度)の 指導検査の実績について②

区分	運営管理	保育内容	特定子ども・ 子育て支援施設等	計
判定区分C (文書指摘)	15	12	0	27
判定区分B (口頭指導)	4	0	4	8
助言	0	0	0	0
計	19	12	4	35

令和5年度は、19施設に対して実地検査を行いました。
このうち、13施設において、35件の指摘がありました。

(参考) 指導検査の流れ

(1) 実地検査の実施



(2) 検査結果通知の送付



(3) 改善状況報告書の提出



(4) 改善状況報告書の確認



次回検査
への反映

このほか、著しい不適正、重大な不正、改善の遅延等、大きな問題があった場合は、特別指導検査を実施することがあります。



3 令和5年度(2023年度)の指導検査 における指導事項について

- (1) 運営管理
- (2) 保育内容
- (3) 特定子ども・子育て支援施設等



(1) 運営管理①

(指摘内容:判定区分C 15件)

- ① 安全計画が策定されていない 5件
- ② 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的を実施していない。 5件
- ③ 災害等非常時における 2 方向避難経路が確保されていない。 2件
- ④ 乳幼児の避難に適した施設又は設備が設けられていない。 1件
- ⑤ 労働基準法その他の法令に基づき、事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿（労働者名簿・賃金台帳・雇入通知書等）の整備が不十分である。 2件



指導監督基準7 健康管理及び安全確保

（根拠）認可外保育施設指導監督基準 第7-（8）安全確保

- a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。
- b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。
- c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。
- d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。

...

以下、略



(1) 運営管理①

(指摘内容:判定区分C 15件)

- ①安全計画が策定されていない 5件
- ②職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的の実施していない。 5件
- ③災害等非常時における 2 方向避難経路が確保されていない。2件
- ④乳幼児の避難に適した施設又は設備が設けられていない。1件
- ⑤労働基準法その他の法令に基づき、事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿（労働者名簿・賃金台帳・雇入通知書等）の整備が不十分である。2件



(1) 運営管理②

(指摘内容:判定区分B 4件)

- ①避難消火等の訓練実施回数が不足している。 2件
- ②健康診断が未実施の職員がいる。 1件
- ③施設及びサービス内容に関する掲示内容が不十分である。
1件



指導監督基準3 非常災害に対する措置

(根拠) 認可外保育施設指導監督基準 第3

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、避難消火等の訓練を少なくとも毎月1回は実施すること。
- (3) 出入口のほかに非常口を設置すること。非常口は、非常災害時に2方向避難が可能となるような位置に設置されていること。

訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則としています。

不審者訓練は、避難消火等の訓練に含みません。

避難訓練及び消火訓練の実施記録の整備もお願いします。



(2) 保育内容

(指摘内容:判定区分C 12件)

- ①保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない 11件
- ②入所（利用開始）時の健康診断が実施されていない。1件



指導監督基準7 健康管理及び安全確保

参考) 令和4年12月15日 厚生労働省通知

「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」
～児童・保護者への安全指導等～

(2) 保護者への説明・共有

- ・ 保護者自身が安全に係るルール・マナーを遵守することや、バスや自転車通園の保護者には、交通安全・不審者対応について児童が通園時に確認できる機会を設けてもらうことなど児童が家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼すること
- ・ 保護者に対し、安全計画及び園が行う安全に関する取組の内容を説明・共有すること
- ・ また、児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び園が行う安全に関する取組の内容について、公表しておくことが望ましいこと

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/d7e254d2/20230401_policies_hoiku_10.pdf



指導監督基準7 健康管理及び安全確保 乳幼児の健康診断

- 継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施すること。
- 直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しの提出を受ける等により、児童の健康状態の確認を行うことが必要であること。
- 医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の発見につながるという面からも有効であること。
- 入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知することが必要であること。
- 身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと



(3) 特定子ども・子育て支援施設等 (幼児教育・保育の無償化の確認を受けた施設が対象)

(指摘内容:口頭指導)

領収書の交付又は口座振替の記録等による管理が不十分である。

4 件



（根拠：「八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例」 （第57条第1項）

特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。

⇒領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載してください。

一時預かり等の利用料金

利用料・・・特定費用①～⑤以外の保育料

特定費用

①日用品・文房具等の購入

②行事への参加費

③食事の影響

④通園送迎費

⑤その他、保護者に負担させることが
適当であるもの

（参考：子ども・子育て支援法施行規則第28条の16）

4 認可外保育施設指導監督基準について

◆市のホームページ

トップ > くらしの情報 > 子どもとその家庭 > 子育て施設情報 > 幼稚園・保育施設 > その他認可外保育施設 > 認可外保育施設の開設をお考えの方へ



設備・運営等に係る基準

- ・認可外保育施設に対する指導監督要綱
- ・別表1 認可外保育施設指導監督基準
- ・別表2 評価基準
- ・別表2-1評価基準(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)
- ・別表2-2評価基準(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設)

認可外保育施設指導監督基準

令和6年4月1日からの変更点について①

乳幼児突然死症候群に対する注意

これまで

仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要であること。



窒息リスクの除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であること。



保育トピックス (こども家庭庁)

認可外保育施設指導監督基準 令和6年4月1日からの変更点について②

利用者への書面交付事項

これまで

契約が成立した際に、利用者へ交付する書面の記載事項の一つとして、施設の管理者の住所が規定



施設の管理者の住所については、利用者にとって特段必要な情報でないことから、書面交付事項から削除する。



八王子市認可外保育施設指導監督基準 (指導基準項目)

- ① 保育に従事する者の数及び資格
- 2 保育室等の構造設備及び面積
- ③ 非常災害に対する措置
- 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- ⑤ 保育内容
- 6 給食
- ⑦ 健康管理及び安全確保
- ⑧ 利用者への情報提供
- 9 備える帳簿
- 10 設置者の経営姿勢



指導監督基準1 保育に従事する者の数及び資格

(定員が6人以上)

0歳児 3人につき1人以上
1.2歳児 6人につき1人以上
3歳児 20人につき1人以上
4歳児以上 30人につき1人以上

常時複数の保育従事者が配置されていなければならない。

また、有資格者（保育士又は看護師）の数は、保育従事者の必要数の3分の1以上が必要。

(定員が5名以下)

原則として、施設の開所時間については、常時2人以上配置が必要。ただし、乳幼児の数が3人以下、かつ有資格者であれば、1人配置は可。

指導監督基準3 非常災害に対する措置

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、避難消火等の訓練を少なくとも毎月1回は実施すること。
- (3) 出入口のほかに非常口を設置すること。非常口は、非常災害時に2方向避難が可能となるような位置に設置されていること。

市のホームページから参考資料を見ることができます。

現在の場所： トップ > くらしの情報 > 子どもとその家庭 > 保育・教育 > (就学前) 保育園・幼稚園・認定こども園など > その他認可外保育施設 > 認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料





指導監督基準5 保育内容

(1) 保育の内容

- ◆児童一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫すること。
- ◆児童が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。
- ◆児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定し、かつ実施すること。
- ◆漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない放任的な保育になっていないこと。
- ◆必要な遊具、保育用品等を備えること。



指導監督基準5 保育内容

(2) 保育従事者の保育姿勢

◆ 保育に従事する者の人間性と専門性の向上

児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供するものとして適切な姿勢であること。

◆ 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分に配慮すること

- ・ 保育所保育指針
- ・ 保育所保育指針解説

市のホームページから参考資料を見ることができます。

現在の場所：トップ > 暮らしの情報 > 子どもとその家庭 > 保育・教育 > (就学前) 保育園・幼稚園・認定こども園など > その他認可外保育施設 > 認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料



保育所等における虐待等の防止及び発生 の対応等に関するガイドライン

(「虐待等」と「虐待等と疑われる事案(不適切な保育)」の概念図)

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

虐待等

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、こどもの心身に有害
な影響を与える行為

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/13e273c2/20230512_policies_hoiku_3.pdf



保育所等における対応

（令和5年5月 こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」より）

○保育所等における虐待等の未然防止にあたっては、

- ◆各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
- ◆職員一人一人がこどもの人権・人格を尊重する意識を共有すること

が、重要である。



セルフチェックリストの活用

全国保育士会ホームページ

<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf>

人権擁護のためのチェックリスト





指導監督基準7

健康管理及び安全確保

- (1) 児童の健康状態の観察
- (2) 児童の発育チェック（毎月）
- (3) 児童の健康診断
- (4) 職員の健康診断
- (5) 医薬品等の整備
- (6) 感染症の対応
- (7) 乳幼児突然死症候群に対する注意
- (8) 安全確保



指導監督基準7 健康管理及び安全確保 (4) 職員の健康診断

- 健康診断を1年に1回受けること。
※職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により、義務付けられています。
- 食事の提供（調理）や調乳に携わる場合には、月1回検便を実施すること。
- 検査結果を適切に保管すること。



指導監督基準7 健康管理及び安全確保 (7)乳幼児突然死症候群に対する注意①

睡眠中の死亡事故を防ぐために…

- ・ 仰向けに寝させることが重要です。

乳児だけでなく、1歳以上児も発達の状況にあわせて仰向けに寝かせてください。

- ・ 預り始めの時期は特にきめ細かな注意深い見守りが重要です。
- ・ 機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方が見守ってください。

【参考】教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応の
ためのガイドライン

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>



指導監督基準7 健康管理及び安全確保 (7)乳幼児突然死症候群に対する注意②

- 睡眠時チェックをきめ細やかに行い、記録する。

睡眠時チェック表のひな型は市のホームページにあります。

現在の場所：[トップ](#) > [くらしの情報](#) > [子どもとその家庭](#) > [保育・教育](#) > [（就学前）保育園・幼稚園・認定こども園など](#) > [その他認可外保育施設](#) > [認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料](#)

- 0歳児は5分に1回、1・2歳児は10分に1回が望ましい間隔（3歳児以上は規定無）
- 預かり始めの時期は特に注意してチェックする。
- 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックする。
- チェック項目（子どもの寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温）



指導監督基準8 利用者への情報提供

- 児童福祉法で「提供する保育内容の掲示」、「契約時の書面の交付」の義務が課せられています。
- 「契約内容の説明」は、努力義務になります。

児童福祉法第59条の2の2 提供する保育内容の掲示
(書面及び電子)

第59条の2の3 契約内容の説明

第59条の2の4 契約書面の交付

市のホームページから参考資料を見ることができます。

現在の場所：[トップ](#) > [くらしの情報](#) > [子どもとその家庭](#) > [保育・教育](#) > [\(就学前\) 保育園・幼稚園・認定こども園など](#) > [その他認可外保育施設](#) > [認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料](#)



指導監督基準8 利用者への情報提供

(1) 施設及びサービスに関する内容の提示

◆利用者に対し、サービス内容に関する提示をしているか

○提示が必要な項目（15項目）

①設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 ②建物、その他の設備の規模及び構造 ③施設の名称及び所在地 ④事業を開始した年月日 ⑤開所している時間 ⑥提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由 ⑦入所定員 ⑧保育士その他の職員の配置数又はその予定 ⑨職員に対する研修の受講状況 ⑩保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑪提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ⑫緊急時等における対応方法 ⑬非常災害対策 ⑭虐待防止のための措置に関する事項 ⑮設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別



指導監督基準8 利用者への情報提供

(2) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

◆ 次の8項目を全て、利用者に対し、書面等により交付する必要があります。

- ① 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ② 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ③ 施設の名称及び所在地
- ④ 施設の管理者の氏名
- ⑤ 当該利用者に対し提供するサービス内容
- ⑥ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑦ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ⑧ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先



指導検査における確認事項について 指導監督要綱別表 1 指導監督基準より、 以下の項目を確認しています。

(運営管理)

- 1 保育に従事する者の数及び資格
- 2 保育室等の構造設備及び面積
- 3 非常災害に対する措置
- 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- 7 健康管理及び安全確保
(4) (5) (8)
- 8 利用者への情報提供 (1)
- 9 備える帳簿 (1) (3)

交互

(保育内容)

- 1 保育に従事する者の数及び資格
- 5 保育の内容
- 6 給食
- 7 健康管理及び安全確保
(1) (2) (3) (4)
(6) (7)
- 8 利用者への情報提供
(2) (3)
- 9 備える帳簿 (2)

特定子ども・子育て支援施設等（該当する施設は毎年確認）

- 1 子育て支援の提供の記録
- 2 利用料及び特定費用の額の受領
- 3 領収書及び支援提供証明書の交付など

指導監督基準については八王子市子育て応援サイト、ホーム>組織から探す>保育幼稚園課>保育幼稚園課（給付担当）>認可外保育施設について（関連ファイル）認可外保育施設に対する指導監督要綱（令和6年4月1日改正）

5 基準を満たすための証明書の
交付について
(幼児教育・保育の無償化について)



(1) 幼児教育・保育の無償化の概要

◆幼児教育・保育の無償化の対象施設になるには、以下の条件が必要です。

- ①八王子市への届出（設置届）
- ②八王子市の特定・子ども子育て支援施設等の「確認」を受けるための申請（確認申請）
- ③利用者が「保育の必要性の認定」を市から受けること
- ④認可外保育施設の指導監督基準を満たすこと
- ⑤令和6年10月からは、証明書の交付を受けること

市のホームページに届出様式がありますので、参考にしてください。

現在の場所：[トップ](#) > [くらしの情報](#) > [子どもとその家庭](#) > [保育・教育](#) > [（就学前）保育園・幼稚園・認定こども園など](#) > [その他認可外保育施設](#) > [認可外の訪問型保育事業（ベビーシッター事業）の届出について](#)



(2) 給付について

- ◆ 保育所、幼稚園等に通っていない、保育の必要性の認定を受けたお子さんが、市町村の確認を受け、かつ、認可外保育施設指導監督基準を満たした認可外保育施設を利用した場合

月額37,000円(3～5歳児)

42,000円(住民税非課税世帯の0～2歳児)
を上限に支払った利用料に対して給付します。

- 事業者は、領収書及び提供証明書を保護者に発行願います。
- 利用された保護者は、施設等利用費の申請書に領収書・提供証明書を添付し、保育幼稚園課に給付申請します。
- 八王子市は、保護者の指定口座に振り込みます。



保育施設に対する指導監督の組織

(八王子市の場合)

福祉部	子ども家庭部
指導監査課児童担当 (☎042-620-7469)	保育幼稚園課給付担当 (☎042-620-7248)
・認可外保育施設に対する立入調査・集団指導	・設置予定者に対する事前指導 ・開設、変更、廃止、各届出受理 ・運営状況報告書の徴取 ・東京都主催の研修案内の送付 ・認可外保育施設の基準を満たす旨の証明書 の交付
	子どもの教育・保育推進課 (☎042-673-3707)
	・研修等の実施

連携



おわり

以上で、認可外保育施設の指導検査に関する
集団指導は終了となります。

受講いただき、ありがとうございました。

メールに添付した受講確認票の提出をもって、
集団指導の受講終了となります。

受講確認票は、11月15日(金)までに、提出を
お願いします。